

令和7年度

地域整備方向検討調査

両総二期地区経済効果算定その他業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容														
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(一般事項) 第1-4条</p> <p>(管理技術者) 第1-5条</p>	<p>令和7年度 地域整備方向検討調査 両総二期地区経済効果算定その他業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、地域整備方向検討調査「両総二期地区」の一環として、関連業務で検討する整備構想に基づく概略の経済効果算定などを行うものである。</p> <p>本業務において対象となる位置は、千葉県茂原市ほか13市町村で、別添図面に示すとおりである。</p> <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。</p> <p>(2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。</p> <p>(3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="475 1070 1461 1489"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学、 農村地域計画、農村地域・ 資源計画</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>当該業務に関連する 学術部門</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティング マネージャー</td> <td>農業土木</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	農業	農業土木、農業農村工学、 農村地域計画、農村地域・ 資源計画	博士	当該業務に関連する 学術部門	－	シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画													
	農業	農業土木、農業農村工学、 農村地域計画、農村地域・ 資源計画													
博士	当該業務に関連する 学術部門	－													
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	－													
<p>(照査技術者) 第1-6条</p>	<p>(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="450 1630 1439 2056"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学、農 村地域計画、農村地域・資源 計画</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>当該業務に関連す る学術部門</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマ ネージャー</td> <td>農業土木</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	農業	農業土木、農業農村工学、農 村地域計画、農村地域・資源 計画	博士	当該業務に関連す る学術部門	－	シビルコンサルティングマ ネージャー	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画													
	農業	農業土木、農業農村工学、農 村地域計画、農村地域・資源 計画													
博士	当該業務に関連す る学術部門	－													
シビルコンサルティングマ ネージャー	農業土木	－													

項 目	内 容														
<p>(担当技術者) 第 1-7 条</p> <p>(配置技術者の確認) 第 1-8 条</p> <p>(保険加入) 第 1-9 条</p>	<p>(2) 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目は、別途指示する。</p> <p>(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。</p> <p>担当技術者は共通仕様書第 1-8 条によるものとする。</p> <p>共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、以下によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。</p> <p>受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>														
<p>第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2-1 条</p>	<p>設計の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="456 1133 1406 1272"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 1133 970 1189">図 書 の 名 称</th> <th data-bbox="970 1133 1235 1189">発行所</th> <th data-bbox="1235 1133 1406 1189">制定 (改訂) 年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 1189 970 1272">【改訂版】 新たな土地改良の効果算定マニュアル</td> <td data-bbox="970 1189 1235 1272">(株) 大成出版社</td> <td data-bbox="1235 1189 1406 1272">平成27年 9 月</td> </tr> </tbody> </table>			図 書 の 名 称	発行所	制定 (改訂) 年月	【改訂版】 新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株) 大成出版社	平成27年 9 月						
図 書 の 名 称	発行所	制定 (改訂) 年月													
【改訂版】 新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株) 大成出版社	平成27年 9 月													
<p>(作業条件) 第 2-2 条</p>	<p>本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工法を計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。</p>														
<p>(参考図書) 第 2-3 条</p>	<p>設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="456 1711 1461 1921"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 1711 512 1778">番号</th> <th data-bbox="512 1711 1007 1778">名 称</th> <th data-bbox="1007 1711 1270 1778">発 行 所</th> <th data-bbox="1270 1711 1461 1778">制定 (改訂) 年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 1778 512 1850">1</td> <td data-bbox="512 1778 1007 1850">土地改良事業計画作成便覧</td> <td data-bbox="1007 1778 1270 1850">(株) 地球社</td> <td data-bbox="1270 1778 1461 1850">平成 15 年 8 月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1850 512 1921">2</td> <td data-bbox="512 1850 1007 1921">国営土地改良事業調査計画マニュアル</td> <td data-bbox="1007 1850 1270 1921">(一社) 農業土木事業協会</td> <td data-bbox="1270 1850 1461 1921">平成 5 年 3 月</td> </tr> </tbody> </table>			番号	名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年月	1	土地改良事業計画作成便覧	(株) 地球社	平成 15 年 8 月	2	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(一社) 農業土木事業協会	平成 5 年 3 月
番号	名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年月												
1	土地改良事業計画作成便覧	(株) 地球社	平成 15 年 8 月												
2	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(一社) 農業土木事業協会	平成 5 年 3 月												

項 目	内 容									
(貸与資料) 第 2-4 条	<p>貸与資料は、下記のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="448 264 1425 539"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 264 1310 309">貸 与 資 料</th> <th data-bbox="1310 264 1425 309">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 309 1310 376">事業誌「両総用水」</td> <td data-bbox="1310 309 1425 376">一式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 376 1310 454">令和 2 年度 利根川水系土地改良調査管理 国営かんがい排水事業「両総地区」事後評価調査業務</td> <td data-bbox="1310 376 1425 454">一式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 454 1310 539">令和 6 年度 広域農業基盤整備管理調査 両総用水地区省エネ対策概略検討業務</td> <td data-bbox="1310 454 1425 539">一式</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。</p>		貸 与 資 料	数量	事業誌「両総用水」	一式	令和 2 年度 利根川水系土地改良調査管理 国営かんがい排水事業「両総地区」事後評価調査業務	一式	令和 6 年度 広域農業基盤整備管理調査 両総用水地区省エネ対策概略検討業務	一式
貸 与 資 料	数量									
事業誌「両総用水」	一式									
令和 2 年度 利根川水系土地改良調査管理 国営かんがい排水事業「両総地区」事後評価調査業務	一式									
令和 6 年度 広域農業基盤整備管理調査 両総用水地区省エネ対策概略検討業務	一式									
(貸与資料等の取扱い) 第 2-5 条	<p>第 2-3 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料等の取扱いは以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 参考図書及び貸与資料等の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。 (4) 上記記載資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。 									
(関連業務) 第 2-6 条	<p>本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果とすること。</p> <table border="1" data-bbox="448 1088 1425 1200"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1088 1123 1126">業 務 名</th> <th data-bbox="1123 1088 1425 1126">業務実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1126 1123 1200">令和 7 年度 地域整備方向検討調査 両総二期地区施設整備等構想検討業務</td> <td data-bbox="1123 1126 1425 1200">R7. 6～R8. 3</td> </tr> </tbody> </table>		業 務 名	業務実施期間	令和 7 年度 地域整備方向検討調査 両総二期地区施設整備等構想検討業務	R7. 6～R8. 3				
業 務 名	業務実施期間									
令和 7 年度 地域整備方向検討調査 両総二期地区施設整備等構想検討業務	R7. 6～R8. 3									
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条	<p>本業務における作業内容、作業項目及び数量は、別紙【作業項目内訳表】に示すとおりである。</p>									
(作業の留意点) 第 3-2 条	<p>業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第 2-1 条、第 2-3 条、第 2-4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が所有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (2) 作業にあたっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、作業の円滑な推進に努めることとする。 (3) 調査方法及び判定については、監督職員によるものとする。 (4) 総合的な考察及び判定は、相当の技術を有する技術者により、現況を十分把握のうえ行う。 (5) 貸与を受けた調査器具等物品については、盗難防止等の管理を徹底するものとし、不測の事態が生じた際は速やかに監督職員に連絡・調整するものとする。 (6) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 									

項 目	内 容
(技術提案の履行) 第 3-3 条	<p>技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1-11 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあたっては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。</p> <p>なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。</p>
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4-1 条	<p>共通仕様書第 1-10 条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>(1) 打合せ時期</p> <p>初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ (受益面積の集計作業終了段階) 第 3 回 中間打合せ (計画土地利用の作成終了段階) 第 4 回 中間打合せ (総費用総便益比の算定終了段階) 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>(2) 打合せ場所</p> <p>Web 会議を基本とするが、対面による打合せとする場合は、関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所で行うものとする。</p>
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5-1 条	<p>成果物を共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2 部</p> <p>このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) により別途 1 部を提出するものとする。</p> <p>(2) 成果物の出力 (電子媒体の出力、市販ファイル綴じで可) 1 部</p> <p>なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。</p>
(成果物の提出先) 第 5-2 条	<p>成果物の提出先は、以下のとおりとする。</p> <p>千葉県柏市根戸 471-65 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所</p>
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6-1 条	<p>業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他</p>

項 目	内 容
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条 (再調査) 第7-2条	<p data-bbox="448 271 1469 338">この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p> <p data-bbox="448 389 1469 488">調査結果が調査目的に合致せず、その原因が受注者に起因すると認められる場合は再調査を命ずることがある。 その場合、変更協議の対象としない。</p>

令和7年度 地域整備方向検討調査 両総二期地区経済効果算定その他業務

〔作業項目内訳表〕

作業項目	作業内容	作業量	備考
1. 準備作業	本業務における貸与資料を整理し、作業計画の立案を行う。	1式	
2. 受益面積調査			
2-1. 農地情報の更新・追加	過年度業務にて整理した受益面積に係る農地情報（GISの属性データ）について、発注者より貸与する農地台帳、土地改良区土地原簿（いずれも業務契約時の最新時点版）を基に更新作業（転用、分筆・合筆、地目変更など）を行う。 また、貸与する土地改良区資料等を基に、国営受益内外を判別し、結果を農地情報に追加する。 なお、作業に当たって追加が必要となる土地登記簿の取得や関係機関への確認・調整は発注者が行う。	1式	受益面積 17,970ha 筆数 201,450筆 ・登記簿、公図の請求に係る費用は含まない
2-2. GIS地番図データの更新	過年度業務にて整理した受益面積に係るGIS地番図データについて、2-1の作業を踏まえ、GIS地番図データのポリゴン形状の修正作業を行う。 なお、作業に当たって必要となる公図や関係市町村が所有する地番図の電子データの取得は発注者が行う。	1式	・登記簿、公図の請求に係る費用は含まない
2-3. 受益面積の集計及び図面作成	2-1及び2-2の結果を踏まえ、各種区分別（市町村別、地目別、国営受益内外別等）の面積集計及び図面の作成を行う。	1式	
3. 営農計画調査			
3-1. 現況土地利用の作成	上記2-3の受益面積、発注者より貸与する関係市町村の転作実績及び統計資料等を基に、代表作物を設定の上、代表作物ごとの現況作物別作付面積の整理を行う。	1式	
3-2. 計画土地利用の作成	上記3-1及び発注者より貸与する関係機関の水田収益力強化ビジョン等農業振興計画を基に、代表作物ごとの作付面積増減率を設定し、代表作物ごとの計画作付面積の整理を行う。	1式	
4. 概略効果算定			
4-1. 総費用の修正	過年度業務にて整理された総費用算定資料について、諸係数、関連業務で整理される当該事業費など各種諸元の変更を踏まえた修正を行う。	1式	
4-2. 総便益（算定効果項目）の修正・見直し	過年度業務にて整理した総便益算定資料について、単収、単価など各種諸元の変更等を踏まえた修正を行う。 なお、効果算定項目と見直し内容は以下のとおり。 ・作物生産効果 現況作物別作付面積は、上記3-1により見直しを行う。 計画作付面積は、現況＝計画とするが、過年度業務と同様の考え方で整理を行う。 ・品質向上効果 上記3-1により対象作物の見直しを行う。 作物生産効果と整合を図り効果発生面積の見直しを行う。 ・営農経費節減効果 上記3-1により対象作物の見直しを行う。 作物生産効果と整合を図り効果発生面積の見直しを行う。 最新の農業経営指導指針、農林水産省統計部の農産物生産費統計等を基に、各種諸元（作業名、作業期間、作業方法と回数、人力、機械力別の作業時間、営農類型の設定等）の見直しを行う。 ・維持管理費節減効果 発注者が貸与する土地改良区の維持管理費の実績（過去5年分）を基に、現況維持管理費の見直しを行う。 関連業務で整理される施設整備計画案を踏まえ、計画維持管理費を見直しを行う。 ・国産農産物安定供給効果 作物生産効果と整合を図り生産増減量、増加粗収益額の見直しを行う。 なお、飼料作物の増加供給熱量については、飼料作物の給与先を特定する作業から行う。	1式	
4-3. 総費用総便益比の算定	4-1及び4-2の修正結果を基に、総費用総便益比及び所得償還率の算定を行う。 なお、総便益の整理に際し、各効果項目の新設整備の効果発生割合の見直しを行う。	1式	
4-4. 事業の効用に関する説明資料等の作成	4-1～4-3までの概要を「事業の効用に関する説明資料」として取りまとめるとともに、過年度業務からの更新事項を対比較形式で整理を行う。	1式	
5. 照査	各作業項目の照査を行う。	1式	
6. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1式	

関係土地改良区：両総土地改良区

関係市町村：千葉県茂原市、成田市、東金市、匝瑳市、香取市、山武市、大網白里市、香取郡神崎町、多古町、山武郡九十九里町、横芝光町、長生郡一宮町、白子町、長生村